

大槌町指定給水装置工事業者 各位

大槌町水道事業所
大槌町長 平野 公三

大槌町水道事業における平成30年4月以降の変更点について（通知）

大槌町指定給水装置工事業者の皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は大槌町水道事業につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて大槌町水道事業において平成30年4月1日より下記の点において変更することとなりました。大変ご面倒と存じますがご対応をお願い致します。とりわけ手数料におきましては3月以内もしくは4月以降の手続きによって金額の変更が生じますので特にご留意願います。

記

1、設計審査手数料の改定

(旧) 積算工事費の5 / 1, 000 ⇒ (新) 専用給水装置又は給水主管1件につき2,000円。ただし、撤去のみの場合は1,000円

2、工事検査手数料の改定

(旧) 精算工事費の10 / 1, 000 ⇒ (新) 専用給水装置又は給水主管1件につき4,000円。ただし、撤去のみの場合は2,000円(※設計審査済の案件を含む)

また手数料については申し込み時にお支払いいただくことにつきましては徹底していただきますよう改めてお願い致します。

3、様式の改定・新設

給水装置工事申込書、使用材料内訳書、給水装置工事しゅん工検査申込書、給水装置工事工事店自主検査報告書、修繕報告書の各様式を改定・新設しましたので大槌町ホームページから各様式をダウンロード願います。

4、仕様書の改定

主に給水装置工事の内容を追加。大槌町ホームページからダウンロード願います。

5、修繕報告書の提出

(旧) 修繕がなくとも毎月翌10日まで ⇒ (新) 漏水を伴う修繕を行った際10日以内

6、メーター出庫について（再通知）

検針との関係によりメーターは毎月25日（2月・12月は22日）から月末日まで出庫できませんのでご留意いただくとともに早期の出庫手続きをお願い致します。

以上